

# 岐阜県公報

第二千四百二十七号  
平成二十五年三月十二日

(火曜日)

## 目次

### 告示

有害図書類の指定  
道路の供用開始  
選挙管理委員会告示  
岐阜県選挙管理委員会規程の一部改正  
岐阜県選挙執行規程の一部改正

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会規程の一部改正

岐阜県選挙執行規程の一部改正

選挙管理委員会委員長訓令

岐阜県選挙管理委員会事務局等処務規程の一部を改正する

訓令

### 公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請  
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件  
猟銃等講習会の開催  
年少射撃資格講習会の開催

(環境生活政策課) 一七三  
(商業流通課) 一七三  
(生活環境課) 一七三  
(同) 一七五

(選挙管理委員会) 一七二

(選挙管理委員会) 一七二

(同) 一七二

(男女参画青少年課) 一七一  
(道路維持課) 一七一

## 告示

岐阜県告示第百二十四号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十一条第一項の規定により次のものを有害図書類として指定した。

平成二十五年三月十二日

岐阜県知事 古田 肇

### 1 指定図書類

種別	図書類の題名	刊行等	発行所、制作者名
雑誌	チャンプロード	刊行等 2013.4月号	株式会社

### 2 指定刊行物

平成25年3月12日

### 3 指定理由

著しく犯罪又は自殺を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年三月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
国道	古鼠川餅線	飛騨市古川町片原町八番一地 先から 同市同 地先まで	八番一〇	一六・六 平成 二五・三・三	平成 二五・三・三

### 選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第十八号

岐阜県選挙管理委員会規程(昭和三十七年岐阜県選挙管理委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月十二日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大松 利幸

別表第二岐阜県選挙管理委員会岐阜地方事務局の項を削る。

附則

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

岐阜県選挙管理委員会告示第十九号

岐阜県選挙執行規程(昭和三十七年岐阜県選挙管理委員会告示第三号)の一部を次の

ように改正する。

平成二十五年三月十二日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大松 利幸

別表中「第一条の二」を「第一条の三」に、同表羽島郡選挙区の項中「岐阜県選挙管理委員会岐阜地方事務局」を「岐阜県選挙管理委員会事務局」に改める。

附則

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

### 選挙管理委員会委員長訓令

岐阜県選挙管理委員会委員長訓令第一号

事務局  
各地方事務局

岐阜県選挙管理委員会事務局等処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月十二日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大松 利幸

岐阜県選挙管理委員会事務局等処務規程の一部を改正する訓令

岐阜県選挙管理委員会事務局等処務規程(昭和三十七年岐阜県選挙管理委員会委員長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表岐阜県選挙管理委員会岐阜地方事務局の項を削り、同表同西濃地方事務局の項中「同西濃地方事務局」を「岐阜県選挙管理委員会西濃地方事務局」に改める。

附則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年二月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人農商工ネットワークぎふ
- 三 代表者の氏名 藤中 広
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県瑞穂市別府一五〇九番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、アグリイノベーションを行う個人や団体に対して、人的風土・マーケティング・マネジメントの視点から経営改善を図り持続的発展を促すと同時に農商工連携や2次産業及び3次産業への新たな展開によって、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十五年三月十二日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十五年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

イオンモール大垣  
大垣市外野二丁目一〇〇番地

二 意見の概要  
意見なし（届出事項 変更）

猟銃等講習会の開催

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成二十五年三月十二日

岐阜県公安委員会  
委員長 石 井 成 一

一 開催する講習会の種類

- 1 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する講習会（以下「初心者講習会」という。）
- 2 銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第二項の許可の更新を受けようとする者に対する講習会（以下「経験者講習会」という。）

二 初心者講習会

講習会の開催日時及び場所

開 催 年 月 日	開 催 時 間	開 催 場 所
平成二十五年 六月 六日（木）	午前十時から 午後五時まで	飛 騨 総 合 庁 舎
同 年 八月二十九日（木）	同	岐 阜 県 シ ン ク タ ン ク 庁 舎
同 年 十二月 八日（日）	同	大 垣 市 民 会 館
平成二十六年 三月 六日（木）	同	中 濃 総 合 庁 舎

当日の受付時間は、午前九時三十分から午前十時までとする。

なお、受講申込受付は先着順とし、会場定員に達し次第締め切るものとする。また、受講申込者が十人に満たないときは、開催しないことがある。

三 経験者講習会  
講習会の開催日時及び場所

平成二十六年 一月 十日 (日)	同	同	大垣市民会館
同 年十二月 十日 (木)	同	同	岐阜県シンクタンク庁舎
同 年十二月 二十一日 (木)	同	同	岐阜県シンクタンク庁舎
同 年十一月 十四日 (木)	同	同	飛騨総合庁舎
同 年十月 二十四日 (木)	同	同	恵那総合庁舎
同 年十月 十七日 (木)	同	同	岐阜県シンクタンク庁舎
同 年九月 二十六日 (木)	同	同	東濃西部総合庁舎
同 年九月 十五日 (日)	同	同	大垣市民会館
同 年八月 二十一日 (木)	同	同	中濃総合庁舎
同 年八月 八日 (木)	同	同	恵那総合庁舎
同 年七月 二十五日 (木)	同	同	飛騨総合庁舎
同 年七月 十一日 (木)	同	同	可茂総合庁舎
同 年六月 二十七日 (木)	同	同	大垣市民会館
同 年六月 十三日 (木)	同	同	下呂総合庁舎
同 年五月 二十三日 (木)	同	同	岐阜県シンクタンク庁舎
同 年五月 九日 (木)	同	同	中濃総合庁舎
同 年四月 二十五日 (木)	同	同	恵那総合庁舎
平成二十五年 四月 十一日 (木)	午後一時三十分から 午後五時まで	同	大垣市民会館
開 催 年 月 日	開 催 時 間	開 催 場 所	

同 年 一月 二十三日 (木)	同	恵那総合庁舎
同 年 二月 二十日 (木)	同	中濃総合庁舎
同 年 三月 十三日 (木)	同	岐阜県シンクタンク庁舎
同 年 三月 二十七日 (木)	同	飛騨総合庁舎

当日の受付時間は、午後一時から午後一時三十分までとする。

なお、受講申込受付は先着順とし、会場定員に達し次第締め切るものとする。

四 受講の申込み

講習を受けようとする者は、県内の警察署で猟銃等講習受講申込書及び収入証紙納付書各一通の交付を受け、猟銃等講習受講申込書にあつては、必要事項を記載の上、写真（六箇月以内に撮影した無帽、正面、三分身、横二十四ミリメートル、縦三十六ミリメートルのもの）一枚を添え、収入証紙納付書にあつては、住所及び氏名を記載の上、受講手数料として受講しようとする講習の所定の額に相当する岐阜県収入証紙を貼付し、講習受講予定日の十四日前までに住所を管轄する警察署に提出すること。なお、初心者講習会の受講日時は、講習申込者に猟銃等講習会日時等決定通知書により通知する。

五 受講手数料

- 1 初心者講習会 六、八〇〇円
- 2 経験者講習会 三、〇〇〇円

六 講習内容

- 1 初心者講習会
  - (一) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 三時間
  - (二) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 二時間
- 2 経験者講習会
  - (一) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 二時間
  - (二) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 一時間

七 注意事項

- 1 受講者は、筆記用具及びノートを持参すること。
- 2 受講に当たって、係員の指示に従わない者又は受講態度が著しく悪い者に対しては、退場を命ずることがある。

八 その他

この講習について不明な点は、住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

年少射撃資格講習会の開催

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の第十四第一項の規定により、年少射撃資格の認定のための講習会を次のとおり開催する。

平成二十五年三月十二日

岐阜県公安委員会

委員長 石 井 成 一

一 講習会の開催日時及び場所

開 催 年 月 日	開 催 時 間	開 催 場 所
平成二十五年 六月 一日（土）	午前十時から 午後四時まで	岐阜県警察本庁 舎
同 年 八月二十四日（土）	同	同
同 年 十月二十六日（土）	同	同
同 年 十二月二十一日（土）	同	同

当日の受付時間は、午前九時三十分から午前十時までとする。

なお、受講申込者が三人に満たないときは、開催しないことがある。

二 受講の申込み

講習を受けようとする者は、県内の警察署で年少射撃資格講習受講申込書及び収入証紙納付書各一通の交付を受け、年少射撃資格講習受講申込書にあつては、必要事項を記載の上、写真（六箇月以内に撮影した無帽、正面、三分身、横二十四ミリメートル、縦三十六ミリメートルのもの）一枚を添え、収入証紙納付書にあつては、住所及び氏名を記載の上、三の受講手数料の額に相当する岐阜県収入証紙を貼付し、講習受講予定日の十四日前までに住所地を管轄する警察署に提出すること。

なお、講習会の受講日時は、講習申込者に年少射撃資格講習会日時等決定通知書により通知する。

三 受講手数料

九、七〇〇円

四 講習内容

1 空気銃の所持に関する法令 三時間

2 空気銃の使用の方法 一時間

五 注意事項

1 受講者は、筆記用具及びノートを持参すること。

2 受講に当たつて、係員の指示に従わない者又は受講態度が著しく悪い者に対しては、退場を命ずることがある。

六 その他

この講習について不明な点は、住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

平成二十五年三月十二日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社